

横浜少年鑑別所参観に当たっての留意事項

- (1) 参観者数は、会議室の都合上、原則30名以下としてください。
- (2) 参観の内容は、通常、概況説明(45分)、所内見学(30分)、質疑応答(20分)です。
- (3) 未成年者のみの参観はご遠慮ください。
- (4) 参観中は、当所職員の誘導及び指示にしたがってください。
- (5) 所内見学に際しては、たばこやライター等を持ち込めません。
- (6) 事前に許可を得た場合を除き、カメラ、ビデオカメラ、録音機、携帯電話その他これに類する物品を携帯し、又は使用することはできません。
- (7) 所長の許可なく、在所者との会話、又は物品の授受はできません。
- (8) 大声、騒音、在所者の心情を害する発言、特異な服装その他の在所者の処遇の適切な実施又はその安全かつ平穏な共同生活の保持に支障を生ずるおそれのある言動等はしないでください。
- (9) 酒気を帯びた状態での参観は遠慮願います。

※なお、遅刻した場合、依頼書の内容と実際の参観の内容が異なる場合、体調不良が認められる場合等、当所の管理運営上、参観対応が困難となった場合は施設参観を中止することがございます。